



JAL不当解雇撤回ニュース

No398号 2014.08.29
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekai.com>

JAL 不当労働行為事件(行訴)で勝利判決 管財人万能の高裁判決は誤り 解雇手続きには違法(不当労働行為)があった! CCUと日航乗組、原告が声明を発表



【写真】記者会見で勝利判決を報告。左より航空連津恵事務局長、山口弁護士、CCU 古川委員長、日航乗組田二見委員長、全国港湾糸谷委員長

管財人を断罪 完璧な勝利判決

地裁判決は「支援機構の正式な見解」として「整理解雇を争点とする争議権が確立された場合、それが撤回されるまで、再生計画案で予定されている3,500億円の出資をすることができない」とする発言が、不当労働行為であるとし、日航が求めた都労委命令取消の請求を退けました。判決はことごとく会社主張を退ける内容であり、ほぼ完璧な勝利判決でした。

不当解雇撤回と安全を求める！と声明

この判決を受けて両労組の声明は、整理解雇の過程で発生した不当労働行為であり、整理解雇の4要件の1つである「説明、協議等の手続きの妥当性」が問われる事態となった指摘。また本件は、不当解雇撤回裁判とともに、ILOより87・98号条約（結社の自由及び団結権の保護に関わる条約）違反として、2次にわ

たる勧告が出ていることにも触れ、「日航は解雇を撤回し、速やかに自主解決すべき」と述べています。また、「航空会社の存立基盤は安全である」とし、「安全基盤を強化するためにも労使関係の正常化と全ての争議の早期解決を求める」としています。

会見で両委員長が不当解雇撤回の決意を表明



判決報告記者会見には、山口弁護士、CCU 古川委員長、日航乗組田二見委員長、国民支援共闘共同代表の糸谷全国港湾委員長、航空連津恵事務局長の5氏が参加。冒頭、山口弁護士が、事件の概要と判決内容を説明し、改めて日航の不法行為を糾弾しました。

CCU 古川委員長のコメント

不当解雇撤回裁判で出された不当判決の“更生計画



ありき、管財人万能”を覆す力になる。日航の違法体質・組合敵視を根本から変え、安全を守りたい。そして、この判決を活用し、不当解雇撤回・職場復帰の実現に向けて闘う。

日航乗組員二見委員長のコメント

管財人の一方的な不当発言で、安全運航を支えてきたパイロットの職場の信頼関係が壊された。そして、不当解雇が強行され、今は人員不足で新人採用がされているが、不当に解雇された人はそのまま残されている。儲け優先の経営もつづいている。この判決を力に解雇撤回に向け



て闘う」と述べました。

糸谷共同代表のコメント



稲盛会長が「必要なかった」といった解雇—この不当解雇を何としても行うために、日本航空はスト権投票への不当介入などの不当労働行為を繰り返した。なぜ不要な解雇をするために不当労働行為までも繰り返したのか。それは組合つぶしのために解雇せねばと焦った結果の不当労働行為であった。判決は、管財人は万能ではないし、労働法が会社更生法の下位におかれているものではないということを示すものである。不当解雇撤回に向け引き続き奮闘する。

原告団が声明 = 高裁判決は見直されて当然

東京地裁が管財人の不当労働行為を断罪

—日本航空の165名の解雇は違法な手続き下で進められた—

最高裁は高裁判決を根本から見直すべき

本日8月28日、東京地裁(民事19部古久保裁判長)は、東京都労働委員会(以下、都労委)が日本航空に対して「不当労働行為」と認定した事件[平成23年(行ウ)第510号]について、日本航空側の主張を退け、都労委の命令通り「不当労働行為」との判決を下しました。

2010年11月15日、日本航空は、更生計画の事業縮小に伴う人員削減策についての労使協議中に、突然、整理解雇方針を発表しました。そして、乗員組合とキャビンクルーユニオンが解雇回避に向け労使対等での交渉を目指して争議権投票の手続きを進めていたところ、法人管財人(企業再生支援機構)の飯塚ディレクターと加藤管財人代理が、翌11月16日に「争議権を確立した場合には、企業再生支援機構は、3,500億円の出資はしない」と発言し、整理解雇に対抗する争議権を潰そうとしました。これは労働組合に対する露骨な支配介入の不当労働行為です。

この事件は、日本航空のパイロット、客室乗務員165名が整理解雇される過程で起こったもので、解雇手続きの正当性が問われた事件でした。本日の地裁判決で、管財人の行為が不当労働行為にあたりと断罪されたことは、整理解雇が違法な状態で実施されたことを意味します。特に重大なのは、整理解雇事件で東京高裁が、

管財人「絶対論」・「無謬論」・「善人論」を展開して、私たちの主張を全て排斥し、解雇の正当性を認めてきたことです。しかし、165名の解雇が管財人の「不当労働行為」を伴う違法な手続き下で実施されたことが明らかとなり、高裁判決の前提は根本から覆されたこととなります。

都労委命令が出された際に、日本航空は中労委に再審査の申し立てをせず、いきなり裁判所で争う方針を持ちました。これは管財人を選任したのが東京地裁であることから、「裁判所は味方」との見通しを持っていたためと推測されます。しかし、その裁判所からも、半世紀も続いた日本航空の「組合つぶしのためには手段を選ばない」という分裂・差別の労務政策が指弾されたのです。

日本航空の今回の不当労働行為は、行政(労働委員会)と司法(裁判所)の双方から断罪されました。私たちは、日本航空が本日の判決を真摯に受け止め、控訴を行わず、都労委命令に従うとともに、不当解雇事件を直ちに自主解決することを求めます。同時に、最高裁に対しては、本日の判決を踏まえて、解雇事件の高裁判決を取消すことを強く求めます。

最後に、司法(裁判所)が法と証拠に基づき良識ある判断を下したことに敬意を表します。